

原松原線トンネル名設定実施要領

(目的)

第1条 原松原線は国道8号と国道306号が交差する外町交差点の慢性的な渋滞を緩和することを目的として、国道8号古沢町交差点と国道306号原町交差点を新たに結ぶ全長約1,700mの都市計画道路であり、うち1,135mはトンネル構造の道路である。完成を記念してトンネルに名前を付けることにより、道路利用者に愛着を持って広く利用していただくことを目的とする。

(トンネル名の決定)

第2条 県は、トンネル名の決定にあたり、公募により広く名称を求め、原松原線トンネル名選考委員会で選考するものとする。

(トンネル名の基準)

第3条 トンネル名は、次の基準によるものとする。

- (1) 親しみがあり、呼称しやすいこと。
- (2) 地域の文化的、歴史的特徴あるいは地名などを表したようなものであること。
- (3) 特定の企業名や個人名でないこと。
- (4) 近隣の既設の道路・鉄道トンネル名と同じでないこと。

(彦根トンネル、佐和山トンネルなど)

(トンネル名の普及)

第4条 県は、トンネル名が決定したときは、次によりその普及を図るものとする。

- (1) トンネル名を公表する。
- (2) トンネル坑口の上部に銘板を設置する。
- (3) 各種事業において活用する。

(トンネル名の著作権)

第5条 選考されたトンネル名の著作権は滋賀県に帰属するものとする。

付則 この要領は、令和4年7月6日から施行する。